

移動等円滑化基準チェックリスト（大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む）

※施設等の欄の「政令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文・「条例第〇条」は福祉のまちづくり条例の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第 11 条) (条例第 14 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分） ※1	
	③手すりを設けているか（条例第 14 条第二号に定める特別特定建築物に限る）	
階段 (政令第 12 条) (条例第 15 条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上下端に近接する部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (政令第 13 条) (条例第 16 条)	①手すりを設けているか（勾配 1/12 を超え、又は高さ 16cm を超える傾斜部分）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分） ※3	
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	
エスカレーター (条例第 17 条)	①踏み段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	
便所 (政令第 14 条) (条例第 18 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②不特定多数利用便所を、不特定多数の者等が利用する階の数以上設けているか（床面積の合計 500 ㎡以上）	
	(1) ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか（不特定多数利用便所のうち 1 以上。条例第 18 条第 2 項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000 ㎡以上（公衆便所は 50 ㎡以上）のものに限る）	
	③次の④又は⑤の便房を設けている便所	—
	(1) 便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか（音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか）	
	(2) 洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか（1 以上）	
	④-1 車椅子使用者用便房を 1 以上設けているか（床面積の合計 1,000 ㎡未満）	
	④-2 車椅子使用者用便房を必要数以上設けているか（床面積の合計 1,000 ㎡以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(4) 衣服を掛けるための金具等を設けているか	

「告示第〇号」は国土交通省告示第〇号・「規則第〇号」は大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第〇条を示す。

- ※1 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号・規則第 3 条）
- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
 - ・高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号・規則第 4 条）
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第 1497 号・規則第 5 条）
- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く（規則第 7 条）
- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
(便所の続き)	⑤水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1 以上）	
	(1) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(2) 衣服を掛けるための金具等を設けているか（ただし、10,000 ㎡以上の場合は2 以上）※5	
	(3) 長さ 1.2m 以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか（10,000 ㎡以上に限る）※5	
	(4) 水洗器具（オストメイト対応）は温水が利用できるものか（10,000 ㎡以上に限る）※5	
	(5) 荷物を置くための棚等を設けているか（10,000 ㎡以上に限る）※5	
	⑥小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（1 以上）	
	(1) 小便器に手すりを設けているか（1 以上）	
劇場等の客席 (政令第 15 条)	①車椅子使用者用部分を必要数以上設けているか	—
	(1) 客席に設ける座席の数が 400 以下の場合、2 以上	
	(2) 客席に設ける座席の数が 401 以上の場合、車椅子使用者用客席を客席総数の 0.5%以上	
	②車椅子使用者用部分	—
	(1) 幅は、90cm 以上であるか	
	(2) 奥行きは、135cm 以上であるか	
ホテル又は旅館の客室 (政令第 16 条) (条例第 19 条・20 条・21 条)	①客室の総数が 50 以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の 1 %以上設けているか	
	②床の表面は滑りにくい仕上がりであるか	
	③出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか	
	④便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は 80 cm 以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3) 出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(4) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	⑤浴室等（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は 80 cm 以上であるか	
	(4) 出入口の戸は引き戸（自動的に開閉する構造の場合を除く）とし、前後に水平部分を設けているか	
	一般客室の床面積 18 ㎡（2 以上のベッドを置く場合は 22 ㎡）未満の場合	—
	⑥道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
	⑦上記①は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	
	⑧一般客室の出入口の幅は 80cm 以上であるか	
	⑨一般客室内に階段・段が設けられていないか（傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合等は除く） ※6	
	⑩一般客室の出入口からベッドまでの経路の幅は 80cm 以上であるか（一般客室の床面積 15 ㎡（2 以上のベッドを置く場合は 19 ㎡）以上に限る）	
	⑪便所及び浴室等の出入口の幅は 70 cm 以上であるか	
	⑫一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は 80cm 以上であるか（一般客室の床面積 15 ㎡（2 以上のベッドを置く場合は 19 ㎡）以上に限る）	

※5 共同住宅、寄宿舎においては、床面積が 200 ㎡以上の集会室のあるものに限る。（条例第 18 条第 5 項）

※6 以下の場合を除く（条例第 21 条第 1 項第 1 号ロ）

- ・ 同一客室内に複数の階がある場合当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- ・ 勾配が 1/12 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
- ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

○一般基準

施設等	チェック項目	
(ホテル又は旅館の客室の続き)	U D L R U M II	一般客室の床面積 18㎡ (2以上のベッドを置く場合は22㎡) 以上の場合
		⑬道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか (傾斜路及びエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)
		⑭上記⑬は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る
		⑮一般客室の出入口の幅は 80cm 以上であるか
		⑯一般客室内に階段・段が設けられていないか (傾斜路を併設又は浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合等は除く) ※6
		⑰一般客室の出入口からベッドの長辺側までの経路の幅は 80cm 以上であるか
		⑱便所及び浴室等の出入口の幅は 75 cm 以上であるか
		⑲一般客室の出入口から便所及び浴室等までの経路の幅は 80cm 以上であるか (当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は 100cm 以上であるか)
		⑳便所及び浴室等において、車椅子使用者が、車椅子を用いて便座、洗面台及び浴槽等に寄り付くことができる空間を確保しているか
		㉑一般客室内に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保しているか
敷地内の通路 (政令第 17 条) (条例第 22 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	
	(1) 手すりを設けているか	
	(2) 識別しやすいものか	
	(3) つまずきにくいものか	
	③傾斜路がある部分	
	(1) 手すりを設けているか (勾配 1/12 を超え 又は高さ 16cm を超え かつ、1/20 を超える傾斜部分)	
駐車場 (政令第 18 条)	①不特定多数の者等が利用する駐車場には、必要数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1) 駐車施設の総数が 200 以下の場合 2% 以上	
	(2) 駐車施設の総数が 201 以上の場合 1% + 2 以上	
	②車椅子使用者用駐車施設	
	(1) 幅は 350cm 以上であるか	
	(2) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (条例第 23 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②車椅子使用者用浴室等を設けているか (1 以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は 80cm 以上であるか	
標識 (政令第 20 条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別することができるものか (日本産業規格 Z8210 に適合しているか)	
案内設備 (政令第 21 条) (条例第 25 条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか (配置を容易に視認することができる場合は除く)	
	②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法 (文字等の浮き彫り又は音声による案内) により視覚障がい者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか (①、②の代替措置)	
	(1) 案内所は車椅子使用者が利用することができるものとしているか	

※6 以下の場合を除く (条例第 21 条第 1 項第 1 号ロ)

- ・ 同一客室内に複数の階がある場合当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- ・ 勾配が 1/12 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
- ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

○移動等円滑化経路（利用居室、車椅子使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
（政令第19条第2項第1号）	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 （政令第19条第2項第2号）	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 （政令第19条第2項第3号）	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
（条例第24条第1項第1号）	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか（1以上。条例第24条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る）	
傾斜路 （政令第19条第2項第4号）	①幅は階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか	
	②勾配は1/12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか）	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー （政令第19条第2項第5号） （条例第24条第1項第2号）	①籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便所・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠及び昇降路の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか	
	④籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか	
	⑤籠の奥行きは135cm以上であるか	
	⑥籠内に鏡を設けているか（籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く）	
	⑦籠内の左右両側に手すりを設けているか	
	⑧籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか	
	⑨乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑩籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	（1）籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか	
	（2）呼びボタン付のインターホンを設けているか（籠内の制御装置のうち、1以上）	
	⑪籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑫乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合	－
	（1）籠の幅は、140cm以上であるか	
	（2）籠は車椅子が転回することができる形状か	
	（3）車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか（2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面）	
	⑭不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ※7	－
	（1）籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	（2）籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	（3）籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
	（4）制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか	
	（5）乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	

※7 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）

・自動車車庫に設ける場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第 19 条第 2 項第 6 号)	①エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機 (平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号のもの) であるか	
	(2) 籠の幅は 70 cm 以上であるか	
	(3) 籠の奥行きは 120 cm 以上であるか	
	(4) 籠の幅及び奥行きは十分であるか (車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
	(1) 車椅子使用者用エスカレーター (平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書のもの) であるか	
敷地内の通路 (政令第 19 条第 2 項第 7 号) (条例第 24 条第 1 項第 3 号)	①幅は 120 cm 以上であるか	
	②区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか	
	⑤傾斜路がある部分	—
	(1) 幅は段に代わる場合は 120 cm 以上、段に併設する場合は 90 cm 以上であるか	
	(2) 勾配は 1/12 を超えていないか (高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 を超えていないか)	
	(3) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けているか (勾配 1/20 を超える場合に限り)	
(政令第 19 条第 3 項)	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの 1 以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (政令第 22 条) (条例第 26 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか (風除室で直進する場合は除く) ※8	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※9	
	④経路上に設ける段を回り段としていないか	

※8 告示で定める以下の場合を除く (告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※9 告示 (規則) で定める以下の部分を除く (告示第 1497 号・規則第 8 条)

- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・高さ 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

【記入例】

◎ チェックリストに記入したうえで、確認時に関係規定として審査できるように必要な内容を、それぞれ図面にも記入してください。

建築物移動等円滑化基準チェックリスト（大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む）

※施設等の欄の「政令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文・「条例第〇条」は福祉のまちづくり条例の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第11条) (条例第14条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②点状ブロック等の敷設（階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分） ※1	○
	③手すりを設けているか（条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る）	○
階段 (政令第12条) (条例第15条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③段は識別しやすいものか	○
	④段はつまずきにくいものか	○
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上下端に近接する部分） ※2	○
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	○
傾斜路 (政令第13条) (条例第16条)	①手すりを設けているか（勾配1/12を超え、又は高さ16cmを	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	○
	④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分） ※3	○
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	○
エスカレーター (条例第17条)	①踏み段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	
便所 (政令第14条) (条例第18条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②不特定多数利用便所を階数分の箇所敷設しているか（床面積の合計 500 m ² 以上）	／
	(1)ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか（不特定多数利用便所のうち1以上。条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000 m ² 以上（公衆便所は 50 m ² 以上）のものに限る）	○
	③次の④又は⑤若しくは⑥の便房を設けている便所	—
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか（音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか）	○
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか	○
	(1以上)	○
	④-1 車椅子使用者用便房を1以上設けているか（床面積の合計 1,000 m ² 未満）	○
	④-2 不特定多数利用便所を設ける階ごとに1箇所以上の車椅子使用者用便房を設けているか（床面積の合計 1,000 m ² 以上）	／
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○

基準に適合している
部分は「○」を記入

該当がない場合は
欄全体に斜線を記入

「告示第〇号」は国土交通省告示第〇号・「規則第〇号」は大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第〇条を示す。

※1 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第1497号・規則第3条）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合（エスカレーター除く）
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示（規則）で定める以下の場合を除く（告示第1497号・規則第4条）

- ・自動車車庫に設ける場合